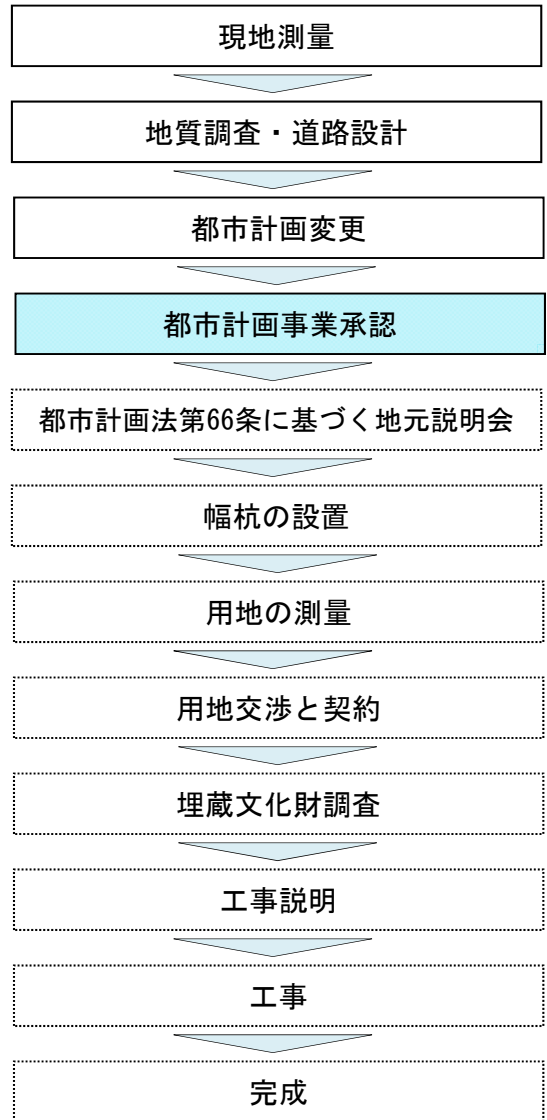


事業の流れと現在の進捗状況

矢板拡幅の道路計画により盛土や切土などの法面部を含む区域が明確になったことから、令和元年8月20日に都市計画変更を実施しました。

今回、矢板拡幅の延長6.5kmについて、令和2年3月23日に都市計画事業の承認の告示がされました。

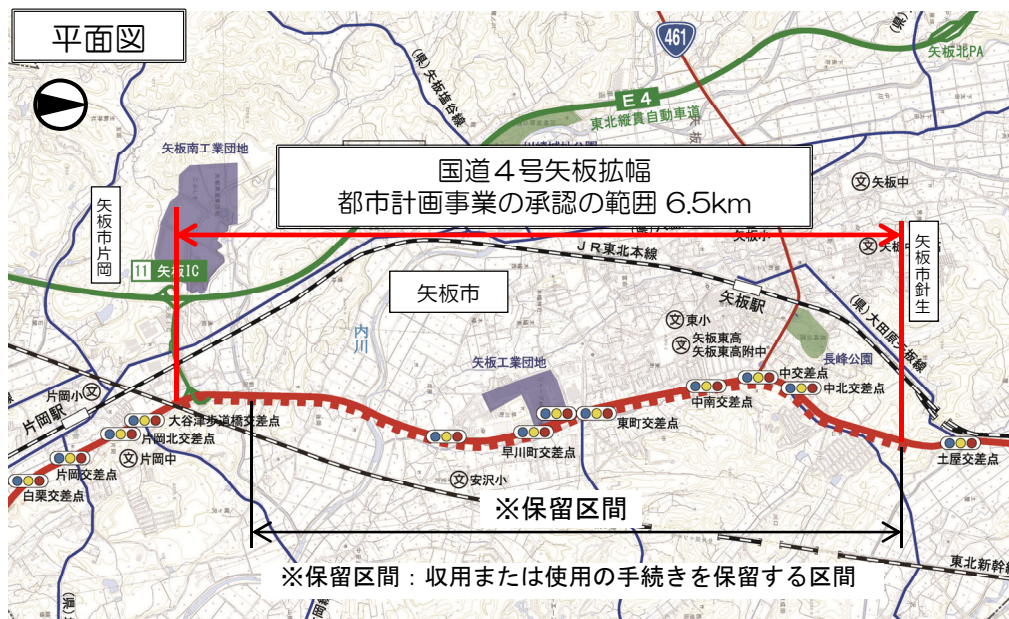
今後、地権者等の方々に都市計画法第66条（事業の施行について周知させるための措置）に基づく地元説明会（都市計画事業の承認の内容、道路設計の内容、用地取得の流れの説明等）を開催し、用地買収に着手していきます。



位置図



平面図



都市計画事業承認とは

- 都市計画事業承認とは、都市計画に定められた都市施設の整備を行うにあたり、円滑な事業実施を図るために、施行者が国土交通大臣からの承認を受け、事業を施行する手続きです。
- 都市計画法第59条に基づき、都市計画で定められた道路（都市施設）について、国土交通省が事業を施行することの承認をこのたび受けたものです。
- 都市計画事業承認の告示後は、以下に示す都市計画法に基づく効果・制限が発生します。

(1) 建築等の制限（65条）

事業地内の土地建物等について、土地の形質の変更、建築物や工作物の建設、移動の容易でない物件の設置や堆積を行う場合は、矢板市長の許可が必要となります。

(2) 土地建物等の先買い（67条）

施行者公告以降は、事業地内において土地建物等を有償で譲渡する場合には、事前に買い主や予定金額等を施行者に届けて頂く必要があります。届出後30日以内は売買が行えない等の制限がございます。

(3) 土地の買取請求（68条）

事業地内の土地で収用の手続きが保留されている土地の所有者は、施行者に対しその土地を時価で買い取るよう請求ができます。なお、買い取る土地価格は所有者と施行者とが協議して定めることとされています。